

医療法人の 社員総会における 議長の採決によらない 議決の成否

上智大学教授

伊藤雄司

ITO Yuji

東京大学商法研究会

大阪地裁平成 26 年 9 月 5 日判決

平成 25 年(ワ)第 8209 号, X₁ ほか 4 名対医療法人 Y₁ ほか 1 名, 地位不存在確認請求事件/判例タイムズ 1413 号 298 頁/参照条文: 平成 27 年改正前医療法 48 条の 3

事実

Y₁ 法人(被告)は, 社団である医療法人であり, X₁ ~ X₅ (原告), Y₂ (被告), 訴外 A ~ D は平成 25 年 6 月 18 日の時点において社員であった者である。また, Y₂ は Y₁ の理事, X₁ は監事であった。Y₁ の定款には次のような定めがある。すなわち, 監事は, 監査の結果 Y₁ の業務又は財産に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは社員総会に報告すること, 及び, そのために必要があるときは社員総会を招集することを職務とする。また, Y₁ の社員総会は, 招集にあたり期日の 5 日前までに社員に対して会議の目的事項を书面で通知しなければならず, あらかじめ通知した事項のほかは議決することができない(ただし, 急を要する場合はこの限りで

はない)。社員総会の議事は, 別段の定めがあるもののほか, 出席した社員の議決権の過半数で決し, 可否同数の場合は議長の決するところによる。なお, 以上の定款の規定のほか, 医療法(平成 27 年改正前のも)の 48 条の 3 第 11 項は, 議長は社員として議決に加入することができない旨を定めていた。

X₁ は, 平成 25 年 6 月 12 日, Y₁ の業務及び財産に関し法令・定款に反する重大な事実を認めたとした上で, 議事を「監査報告書並びに関連事項について」として, 社員総会を招集し, 同年 6 月 18 日にこれに基づき社員総会(本件総会)が開催された。本件総会には, X₁ ~ X₅ のほか, Y₂, A, B が出席した。また, C, D は, Y₂ に対し本件総会に関する包括的な代理権を与えていた。

本件総会は, 冒頭で Y₂ が議長として議事を進行することとされ, 以下のとおり推移した。

まず, X₁ は平成 25 年 6 月 18 日付け事業監査報告書(本件監査報告書)を読み上げ, X₁ と Y₂ との間で, 本件監査報告書記載の事実の有無の確認をめぐるやりとりがなされた。Y₂ は, 本件監査報告書記載の事実の有無に関する説明を拒絶したため, X₁ は, Y₂ を Y₁ の理事長から解任する旨の動議(本件解任議案)を提案する旨を述べた。

次いで, 本件解任議案の採決を求める X₁ らとこれを認めないとする Y₂ や A との間でやりとりがなされた。Y₂ は本件総会を閉会とする旨の発言をし, これに対し, X₁ が議長解任動議への賛成を求め, 賛成が 5 票あったとして議長が解任された旨の発言をするなどした。しかし, その後も Y₂ に本件解任議案の採決を求めるやりとりなどが続き, 最終的に, X₁ は, 理事長が職務を遂行することができない場合, あらかじめ定められた順位に従い, X₂ が議長として採決をするべきである旨述べた。これを受けて X₂ は「今出た動議に対して賛成の人」という問いかけを行い, X₁ ら 5 名が挙手をして賛成の意思を表明した(なお Y₂ はそのような採決を認めない旨述べている)。X₂ は, Y₂ が棄権したとして, 賛成が 5 票あり, 棄権が 3 票, 白票が 2 票であると述べた(本件確認)。

以上の状況の下, X₁ らは, 本件総会において Y₂ を Y₁ の理事から解任する議案(本件解任議案)が採決されたとして, Y₂ が Y₁ の理事長及び理事の地位にないことの確認を求めている。これに対して, Y₁ らは, (i) 招集通知に本件解任議案が記載されておら